

議案第 1 2 0 号

川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市水道条例の一部を改正する条例

川崎市水道条例（昭和 3 3 年川崎市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 専用給水装置

用途及び メーター の口径		基本料金	使用料金（使用水量 1 立方メートルにつき）							
			8 立 方メ ートル で分	8 立 方メ ートル を超え 10 立 方メ ートル までの 分	10 立 方メ ートル を超え 20 立 方メ ートル までの 分	20 立 方メ ートル を超え 30 立 方メ ートル までの 分	30 立 方メ ートル を超え 100 立 方メ ートル までの 分	100 立 方メ ートル を超え 200 立 方メ ートル までの 分	200 立 方メ ートル を超え 500 立 方メ ートル までの 分	500 立 方メ ートル を超え 分
13ミ リメ ートル		700円								
20ミ リメ ートル										

一般用	25ミ リメ ート ル		3円	109円	153円	208円	265円	320円	379円	425円
	40ミ リメ ート ル	1,600円								
	50ミ リメ ート ル	1,900円								
	75ミ リメ ート ル	5,800円								
	100 ミ リ メ ー ト ル	10,000円	320円							
	150 ミ リ メ ー ト ル	50,000円	425円							
	200 ミ リ メ ー ト ル 以上	100,000円	425円							
公衆浴場 用	700円	3円	56円							
備考 1 一般用とは、公衆浴場用以外の用途をいう。 2 共同住宅及びこれに類するもの（以下「共同住宅等」という。）で、メーターを共有するものの料金は、使用者の申請により、当該共同住宅等の戸数に応じて算定することができる。この場合において、共有するメーターの口径が40ミリメートル以上のときは、当該口径を20ミリメートルとみなして算定する。										

第27条第1項第3号の表を次のように改める。

基本料金	使用料金（使用水量1戸1立方メートルにつき）	
	8立方メートルまでの分	8立方メートルを超える分
1戸につき 450円	3円	56円

附則第3項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

用途及び メーター の口径		基本料金	使用料金（使用水量 1 立方メートルにつき）							
			8 立 方メ ー ル を 超 え 10 立 方メ ー ル ま で 分	8 立 方メ ー ル を 超 え 10 立 方メ ー ル ま で 分	10 立 方メ ー ル を 超 え 20 立 方メ ー ル ま で 分	20 立 方メ ー ル を 超 え 30 立 方メ ー ル ま で 分	30 立 方メ ー ル を 超 え 100 立 方メ ー ル ま で 分	100 立 方メ ー ル を 超 え 200 立 方メ ー ル ま で 分	200 立 方メ ー ル を 超 え 500 立 方メ ー ル ま で 分	500 立 方メ ー ル を 超 え 分
一 般	13ミ リメ ー ト ル	635円	3円	99円	139円	189円	241円	291円	345円	387円
	20ミ リメ ー ト ル									
	25ミ リメ ー ト ル									
	40ミ リメ ー ト ル	1,450円								
	50ミ リメ	1,730円								

用	ー ト ル								
	75ミ リ メ ー ト ル	5,280円							
	100 ミ リ メ ー ト ル	9,100円	291円						
	150 ミ リ メ ー ト ル	45,500円	387円						
	200 ミ リ メ ー ト ル 以上	91,000円	387円						
備考									
1 一般用とは、公衆浴場用以外の用途をいう。									
2 共同住宅等で、メーターを共有するものの料金は、使用者の申請により、当該共同住宅等の戸数に応じて算定することができる。この場合において、共有するメーターの口径が40ミリメートル以上のときは、当該口径を20ミリメートルとみなして算定する。									

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の条例（以下「新条例」という。）附則第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後、令和10年3月31日までの使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 新条例第27条第1項第1号（公衆浴場用に係る部分に限る。）及び第3号の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 施行日前最後の検針日の翌日から施行日以後最初の検針日までの間における

る水道料金（川崎市水道条例第 27 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の規定により算定する水道料金を除く。）は、施行日前の使用日数及び施行日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

- 5 令和 10 年 4 月 1 日前最後の検針日の翌日から同月 1 日以後最初の検針日までの間における水道料金（新条例附則第 3 項又は第 27 条第 1 項第 1 号（公衆浴場用に係る部分を除く。）の規定により算定する水道料金に限る。）は、同月 1 日前の使用日数及び同日以後の使用日数に応じて、日割りにより算定する。

参考資料

制 定 要 旨

水道料金を改定するため、この条例を制定するものである。